

## 港長公示第1号

港則法第39条第1項の規定により、伏木富山港において次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年7月4日

伏木富山港長

### 伏木富山港新湊区における航泊禁止について

伏木富山港新湊区において花火大会が行われるため、下記により一般船舶の航泊を禁止(当該行事に従事する関係船舶及び海上保安庁等の緊急船艇を除く)する。

なお、天候不良等の理由により花火の打ち上げが実施出来ない場合は、航泊の禁止を解除する。

#### 記

##### 1 期 間

令和7年7月27日(日)午後7時00分から花火打ち上げの終了後、標識(ブイ)等の撤去作業終了まで(終了予定時刻午後9時00分頃)

##### 2 区 域 (別図参照)

新湊西防波堤突端と新湊東防波堤突端まで引いた線と次のイ及びロ点を結ぶ線及び、ハ及びニ点を結ぶ線陸岸で囲まれた海面(新湊区堀岡泊地を除く。)

イ 北緯36度46分30.2秒 東経137度06分49.1秒

ロ 北緯36度46分28.8秒 東経137度07分02.1秒

ハ 北緯36度46分48.8秒 東経137度06分33.5秒

ニ 北緯36度46分44.1秒 東経137度06分31.3秒

##### 3 標 識

次のA、B、C、D、E、F点の6地点に灯浮標(黄色4秒1閃光)が設置される。

A 北緯36度46分57.2秒 東経137度06分54.6秒

B 北緯36度46分59.0秒 東経137度06分58.5秒

C 北緯36度47分00.9秒 東経137度07分02.4秒

D 北緯36度46分29.5秒 東経137度06分57.9秒

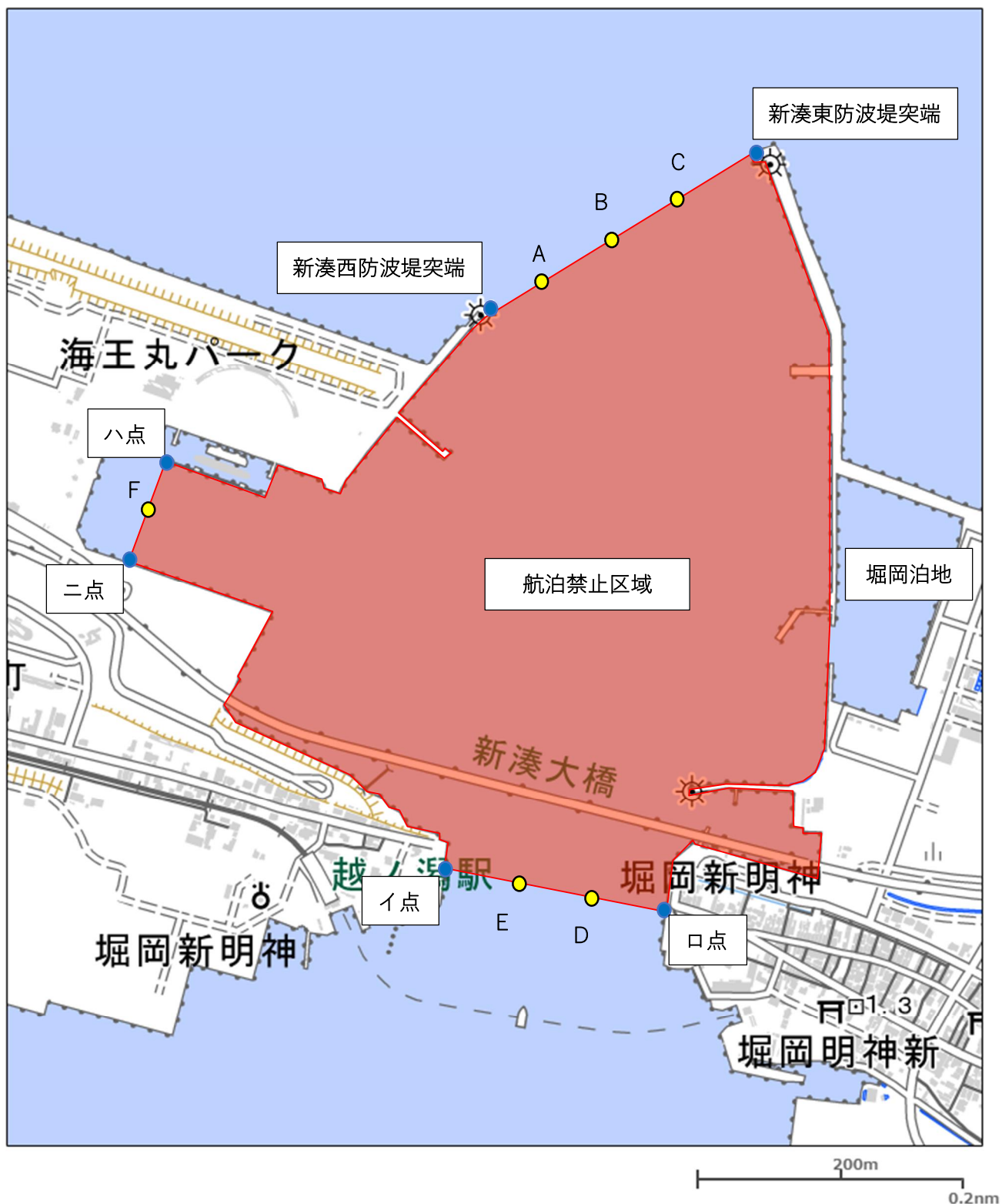
E 北緯36度46分29.9秒 東経137度06分53.5秒

F 北緯36度46分46.9秒 東経137度06分32.7秒

##### 4 その他

周辺海域には巡視船艇・警戒船が配備される。

巡視船艇・警戒船の指示があった場合には、これに従うこと。



- ※ 赤塗箇所 航泊禁止（航行・停泊禁止）
- ※ 航泊禁止期間 令和7年7月27日（日曜） 午後7時00分から  
ブイ等撤去作業終了（終了予定時刻午後9時00分）まで
- ※ ● A～F 標識灯（黄色4秒1閃光）